

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	沼津市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和6年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行うものである。</p> <p>沼津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示 ③予防接種の実施に必要な協力 ④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑥マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ⑦サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより機関システムに取り込むこと</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム・中間サーバ・統合宛名システム・ワクチン接種記録システム(VRS)・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の10の項 <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条 <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(平成24年法律第31号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16の2の項(別表第二における情報照会の根拠) ・16の2、17、18、19の項 <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報提供の根拠) ・第12条の2(別表第二における情報照会の根拠) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-0881 沼津市八幡町97番地 沼津市役所 健康づくり課 電話055-951-3480

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	天野 明義	岡田 卓治	事後	
平成28年4月1日	請求先	沼津市御幸町16-1 市民相談センター 電話055-934-4700	沼津市御幸町16番1号 総務課 電話055-934-4712	事後	
平成28年4月1日	連絡先	沼津市八幡町97	沼津市八幡町97番地	事後	
平成31年4月1日	4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) ・17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) ・第13条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠) ・第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成31年4月1日	5②所属長の役職名	岡田 卓治	健康づくり課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	項目なし	新様式における項目の追加	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目の記載時点	平成27年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施による
令和3年3月1日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要)	番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 沼津市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 沼津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 (3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(平成24年法律第31号) ・デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 (4. 個人番号の利用 法令上の根拠 ②法令上の根拠)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠) ・第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・16の2、17、18、19の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠) ・第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2	事後	
令和3年3月1日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数)	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年3月1日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数の記載時点の計数)	令和2年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数の記載時点の計数)	令和2年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年3月1日	Ⅳリスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和3年9月1日	4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・16の2の項(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・16の2、17、18、19の項</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第12条の2(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・16の2の項(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・16の2、17、18、19の項</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第12条の2(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p>	事前	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	I 1②	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行うものである。</p> <p>沼津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理</p> <p>②予防接種の実施の指示</p> <p>③予防接種の実施に必要な協力</p> <p>④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p>	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行うものである。</p> <p>沼津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理</p> <p>②予防接種の実施の指示</p> <p>③予防接種の実施に必要な協力</p> <p>④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)運用に係る国通知(令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知)に基づく見直し 「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る特定個人情報保護評価書の見直しに関する情報の提供について」(令和3年7月26日付け国通知)に基づく見直し
令和3年9月1日	I 1③	健康管理システム・中間サーバ・統合宛名システム	健康管理システム・中間サーバ・統合宛名システム・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)運用に係る国通知(令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知)に基づく見直し
令和3年9月1日	I 3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第10条</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(平成24年法律第31号)</p> <p>・デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第10条</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(平成24年法律第31号)</p> <p>・デジタル手続法による番号利用法別表第2項目115の2</p> <p>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)運用に係る国通知(令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知)に基づく見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	令和3年12月3日事務連絡 特定個人情報保護評価書の 見直しに関する情報の提供に ついて(新型コロナウイルス感 染症予防接種証明書の電子 交付、ワクチン接種記録シ ステムによる他市町村への接種 記録照会の運用の変更)に基 づく見直し
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 沼津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①から⑤略 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 番号法第9条第1項別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 沼津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①から⑤略 ⑥マイナポータルを通じて利用できるサービス 検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム・中間サーバ・統合宛名システム・ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム・中間サーバ・統合宛名システム・ワクチン接種記録システム(VRS)・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和4年10月1日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和6年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ワクチン接種記録管理システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。	事後	
令和6年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・予防接種の実施後に接種記録等を管理する。	事後	